

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しななければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよ
 うに改める。

		改正後				改正前							
備考	表中の「」の記載は注記である。	(別表)				(別表)							
		項	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	項	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		
		一	二	一	二	一	二	一	二	一	二		
		ゴールドマン・サックス証券株式会社	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその子会社等	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びその子会社等	「略」	「略」	七十五パーセント	七十五パーセント	「同上」	「同上」	「同上」	九十パーセント
		(主要子会社)	(主要子会社)	(主要子会社グループ)	(主要子会社グループ)	(P)	(P)	(内部TLAC水準調整係数)	(内部TLAC水準調整係数)	(主要子会社)	(主要子会社グループ)	(P)	(内部TLAC水準調整係数)